

## これまでのワーキンググループにおける主な検討内容(概要)

ガイドライン案の作成に資するため、目次の項目ごとに、第 1 回から第 3 回までの本ワーキングでの議論の内容を以下のとおり整理した。

## ○本ガイドラインの目的

- ・デジタルアーカイブの提供者や意思決定に関わる者が、利用側を意識して、データをオープンにすることの背中を押してあげるものにする。
- ・内容を示すに当たっては、推奨レベルの提示と合わせて、段階的に進めていけるレベルも提示すべき。
- ・個別のデジタルアーカイブ機関からみたインターオペラビリティ(相互運用性)の確保という視点が重要。

## ○デジタルアーカイブの構築と連携の意義

- ・国内外への日本文化の振興、未来への継承であり、地域間格差等の社会問題の解決にも資するものとなりうる。
- ・図書館、博物館・美術館、文書館それぞれに資料の活かし方、情報のとり方があり、横断的につなげていくところにデジタルアーカイブのメリットがある。
- ・デジタルアーカイブのオープン化が進むと、個別機関も紙の運搬作業等や二次利用申請対応の削減につながる。
- ・束ね役がデータを吸い上げるのではなく、個別機関を中心に、データがフィードバックされて各デジタルアーカイブがリッチになるイメージを示す図があるとよい。

## ○デジタルアーカイブの連携方法

- ・API、LOD(Linked Open Data)、IIIF などのデータ連携及びデータを利活用可能なものとするために必要な方法・標準について紹介し、望ましい連携のあり方を推奨する。
- ・識別のための URI(Uniform Resource Identifier)は、LD(Linked Data)にとって重要。
- ・広くデータ収集できるよう、表データも連携対象とできるよう示せるとよい。
- ・束ね役に負担がかかる構造にならないようにもすべき。

## ○利用条件とその表示方法

- ・利用条件は、世界的主流となっているクリエイティブ・コモンズ(CC)ほか、CC0、パブリック・ドメイン・マーク(PDM)によって表示するのがよい。
- ・組織のセキュリティポリシーとの関係性を明確にし、オープンにしても問題ないことを示す必要がある。
- ・CC0 が我が国においてどういったことを意味するか整理して示す必要がある。

### ○メタデータの利活用促進

- ・Europeana や DPLA では全てのメタデータは CC0 で公開されている。我が国も目指す方向は同じであるべき。ただし、第三者の著作物性等といったことを考慮して、連携に必要な部分に関するメタデータの CC0 について記載すべき。
- ・画像ファイル自体への記述、更新履歴の明示といったメタデータ記述の精度向上にも努めることが望まれる。
- ・分散したデータをつなぐためのメタデータの収集範囲は、FRBR(書誌レコードの機能要件)の4つの視点(発見、識別、選択、取得)から考えるとよい。
- ・利活用コミュニティ形成に向けて、データソン等の活動を行う。

### ○サムネイル/プレビューの利活用促進

#### ○デジタルコンテンツの利活用促進

- ・コンテンツの拡充については、デジタル化成果物を自分たちのものにしておくことが重要であることを示す必要がある。
- ・新たに撮影されるものと既存のものは切り分けて考えるべき。これから撮影するものはベストな形で提供がよいが、他方、過去の白黒マイクロフィルムはそれでもよいかから発信していくべきと、出していくことを促すこととする。
- ・Europeana では、デジタルコンテンツの権利情報のメタデータ付与は必須要件である。

#### ○デジタルアーカイブの必要要件(チェックリスト)

- ・ガイドラインへの合致度を示す一覧表を作成して提示するのがよい。

#### ○参考資料

- ・用語集を用意する。
- ・優良事例紹介は、必要要件のチェックリストを活用し、どのデジタルアーカイブがどういったところまで実現できているかを示すものとする。また、データをオープンにすることによってどうなったかを示す事例を紹介する。
- ・よくある質問として、なぜデジタルアーカイブが必要か、連携が必要か、ガイドラインをもって説明できるものとなるものを用意する。
- ・既存のガイドラインを示し、従うのが望ましいものを一覧できるようにする。